

大陸棚限界委員会への 延長申請と第三国の対応

長岡 さくら

はじめに

一 理論的前提

1 国連海洋法条約における大陸棚に関する規定

- (1) 概観
- (2) 大陸棚の延長手続

2 国連海洋法条約における第三国に関する規定

- (1) 概観
- (2) 大陸棚延長申請に拘わる規定

二 大陸棚延長申請に対する第三国の対応

1 国連海洋法条約の解釈適用に関する第三国の対応

- (1) ブラジルの延長申請に対する第三国の対応
- (2) 日本の延長申請に対する第三国の対応

2 国連海洋法条約以外の条約の権利義務に関する第三国の対応

- (1) 南極条約上の権利義務に関する第三国の対応
- (2) スピッツベルゲン条約上の権利義務に関する第三国の対応

おわりに

はじめに

海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約，以下、UNCLOSとする。）では、自国沿岸の大陸棚が200海里を超えて延びている場合、国家は基点から350海里を超えない点まで大陸棚を延長することが認められている¹。一方、UNCLOS及び同附属書Ⅱに従って設置された大陸棚の限界に関する委員会（大陸棚限界委員会，以下、CLCSとする。）は、200海里を超えて延びている海域における大陸棚の外側の限界に関して沿岸国が提出した情報を検討し、勧告を行うとされている²。

¹ UNCLOS第76条6項及び7項，参照。

² UNCLOS第76条8項，参照。

この点、1982年にUNCLOSが採択されたことを受けて、翌1983年より、日本政府は、海上保安庁水路部において、海図作成のための測量の一環として大陸棚調査を行った結果、日本沿岸周辺にも200海里を超えて大陸棚が存在していることが判明した。そのため、日本政府は、大陸棚の延長問題は「我が国の海洋権益に直結する」として、CLCSによる審査に耐えうる正確かつ精密な調査を行うこととした³。

その結果、2008年11月12日、日本政府は、日本沿岸に200海里を超えて広がる大陸棚について、CLCSに対し、国際連合日本代表部を通じて情報を提出し、延長申請を行った。2010年6月30日現在、日本の延長申請に対し未だCLCSによる勧告は行われていない。では、CLCSによる勧告が行われた後、とりわけ、申請通りの勧告が得られなかった場合、日本政府は何を行いうるであろうか。即ち、申請国がCLCSの勧告に対して国際法上執りうる対応は如何なるものであろうか。

ところが、この点、UNCLOS及び同附属書Ⅱには、CLCSの勧告を受け入れた国家が同勧告に沿って引いた大陸棚の限界は最終的であり拘束する旨規定されているものの⁴、それ以外の条文は見当たらない。また、これまでCLCSの活動内容や各国によるCLCSに対する現在までの申請状況などについて紹介されることはあったものの⁵、CLCSに内包される論点についての記述を見出すことは難しい。

よって、本稿では、CLCSが行う勧告機能の国際法上の法的効果・影響について検討する。とりわけ、本稿では、CLCSへの申請が他の国家(第三国)に与える法的効果・影響に着目する。なお、検討の対象を限定するため、ある国

³ とりわけ、2001年に行われたCLCSへの最初の申請であるロシアからの申請の際、精密なデータ及び根拠がなかったことを理由として却下されたことから、大陸棚延長申請が認められるためには、より精密なデータが必要であるとされるようになった。

⁴ UNCLOS第76条8項、参照。

⁵ 各国の申請状況などについては、以下の文献を参照のこと。海洋政策研究財団『平成19年度 大陸棚の限界拡張に関する調査研究報告書』(海洋政策研究財団、2008年)、同『平成20年度 大陸棚の限界拡張に関する調査研究報告書』(海洋政策研究財団、2009年)、同『平成21年度 大陸棚の限界拡張に関する調査研究報告書』(海洋政策研究財団、2010年)。

家が行ったCLCSへの大陸棚延長申請が第三国にどのような影響を与えるのかという観点から検討を行う。

以下では、まず、UNCLOSにおける大陸棚制度について概観した後、同条約において沿岸国が行った国内立法による海域設定に対し第三国がどのような対応を行っているかを検討する（第一章）。次に、現在、沿岸国が行っている大陸棚延長申請手続において第三国がどのような対応を執り、これに対し、申請国及びCLCSがどのような反応を行っているかを検討する（第二章）。これらを踏まえ、最後に若干の考察を行い、国際法上の観点からCLCSが内包する問題について問題提起を行う。

一 理論的前提

1 国連海洋法条約における大陸棚に関する規定

(1) 概観

UNCLOSでは、1958年に採択されたジュネーブ海洋四条約では規定されていなかった点を数多く網羅している。中でも科学技術の発展に伴って開発可能となった海域に関する規定は特徴的である。同条約では、それまでの慣習国際法及び条約による伝統的な海域区分であった、沿岸国の排他的な管轄権を認める領海と航行国の自由な通航・使用に供する公海との二分法を修正し、領海の外側に、その地理的形狀に拘わらず一律200海里まで沿岸国の管轄権を認める排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚を設けた。

この点、1958年の大陸棚条約においては、国際法上の大陸棚とは、原則として水深200メートル等深線まで、あるいは開発可能などころまでと定義されていたことから⁶、大陸棚制度は沿岸国の科学技術の発展度合いに拠るところが大きかった。

また、1960年3月から4月にかけて開催された第二次国連海洋法会議においては、全く具体的な成果を挙げるができなかった。

これに対し、UNCLOSにおいては、沿岸国の科学技術や開発可能生に頼ることなく一律200海里までを大陸棚として定義しただけでなく、その地理的形

⁶ 大陸棚条約第1条(a)、参照。

状によっては、とりわけ、沿岸国の管轄権拡大につながる、基点から200海里を超える海域に大陸棚の限界を定めることが条約上可能となった。その経緯は以下の通りである。

当初の予定では、1971年から1973年8月にかけて開催された拡大海底平和利用委員会⁷において第三次国連海洋法会議（以下、UNLOSⅢとする。）にて検討する海洋法条約草案が作成される予定であった⁸。しかし、同委員会において、深海底制度に関してはワーキングペーパーの形で条項案が示されたものの、海洋法一般に関しては問題点のリストアップには至ったものの時間切れにより条約草案作成にまでは至らなかった。とりわけ、大陸棚問題については、既にこの時点で大陸棚条約に規定されている、水深200m+開発可能などころまでとの概念自体が放棄されるに至っていたことが記されている⁹。そのため、条約草案の作成を含め全ての議論はUNLOSⅢに委ねられることとなった。なお、国連総会によって指示された会議準備作業を終了することのできなかった同委員会に対する評価は、国連総会における総括及び研究者による著述においても積極的（肯定的）な評価と消極的（否定的）な評価とが対立している。

拡大海底利用平和委員会に引き続き、同年12月3日から15日にかけて開催された国連本部にて開催されたUNLOSⅢ第1会期（ニューヨーク会期）では会議の組織事項の決定及び手続規則が採択されたが、同会議では実質的な審議は行われていない。

大陸棚に関する問題について、まず、1974年6月21日、UNLOSⅢ第2会期（カラカス会期）本会議第15回会合は、この問題を第2委員会にて取り扱うことを決定した¹¹。同会期では、大陸棚に関する問題は、13の項目について条文案（68-87条）が各国から提案された¹²。ここでは、既に、大陸棚条約で規定さ

⁷ 拡大海底平和利用委員会という名称は正式名称ではないが、通称としてこの用語が使用されていることが多い。

⁸ 国連総会第25会期（1970年）は、決議2750C（XXV）を採択し、拡大海底利用平和委員会にUNLOSⅢの準備作業を指示し、深海底制度に関する条約草案及び海洋法に関する問題点のリスト及び条約草案の作成に携わらせることとなった。前者は同委員会第1委員会にて、後者は同委員会第2委員会にて準備作業が行われることとなった。

⁹ 小田滋「第三次海洋法会議カラカス会期を顧みて」『国際法外交雑誌』73巻5号（1975年）、7頁。

れている制度とは異なる、大陸棚を200海里まで延長させる案が提出された¹³。とりわけ、内陸国及び地理的不利国等が沿岸国の管轄権の及ぶ大陸棚の範囲をできるだけ狭め、即ち、人類の共有財産としての深海底をできるだけ広く残そうとしたのに対し、大陸棚が沿岸より200海里以遠にまで自然延長していると考えられる国々は自然延長論を強く主張した。また、同委員会は作業の第一段階完了が近づいた同年8月15日、第9回非公式会合（unofficial meeting）において、議長より行われた、第二読を行うための作業第二段階を三つの非公式協議グループ（unofficial consultation）に分類して行うという提案を採択した¹⁴。これは、同月23日、委員会第43回会合における議長声明に盛り込まれ、大陸棚に関する問題は第二グループにて取り扱われることとなった¹⁵。

なお、UNLOSⅢにおいて、大陸棚に関する問題を含む各問題の実質審議は

¹⁰ カラカス会期での大陸棚に関する問題についての審議内容は以下に詳しい。牛尾裕美、「大陸棚に対する沿岸国の権利の性質—諸国家の態度を中心に—」『法と政治（関西学院大学）』34巻1号（1983年）、59-124頁、とりわけ、101-112頁。また、カラカス会期一般については以下に記されている。小田、同上、1-35頁。

¹¹ United Nations, *Official Records of the Third United Nations Conference on the Law of the Sea* [hereinafter UNLOS Ⅲ, Official Records] vol. I, p.60, A/CONF.62/29, para. 9. *Ibid.*, vol.Ⅲ, p.97, A/CONF.62/L.8/REV.1, para.40.

¹² *Ibid.*, vol.Ⅲ, p.107, pp.117-120, A/CONF.62/L.8/REV.1, APPENDIX I. なお、項目別の条文草案番号は以下の通りである。

第68条 大陸棚の定義

第69-71条 大陸棚に対する沿岸国の主権の権利の性質と範囲

第72条 海底電線及び海底パイプライン

第73条 航行その他のために大陸棚を使用する場合の不干渉

第74-77条 人工島、施設及び構築物

第78条 海洋生物資源の保護

第79条 トンネルの掘削

第80条 収入の共有

第81条 大陸棚の外縁：適用可能な基準

第82-84条 国家間大陸棚境界画定の問題：様々な側面から

第85条 大陸棚の鉱物資源

第86条 大陸棚の上部水域に関する制度（Régime）

第87条 科学的調査

¹³ *Ibid.*, pp.117-119, A/CONF.62/L.8/REV.1, APPENDIX I, Provisions 68 and 81.

¹⁴ *Ibid.*, p.106, A/CONF.62/L.8/REV.1, Annex II, para.7.

全体会合本会議 (plenary meeting) や各委員会公式会合 (official meeting) ではなく非公式会合及び非公式協議に委ねられ、各国の動向や本音が公式文書として表され公表されることが極めて少なかったことに注意を払う必要がある¹⁶。従って、UNLOSⅢにおける各国の動向や審議内容については、同会議への参加者が後に記した著述等を通して垣間見、窺い知るしかないという側面が存在する。

また、UNLOSⅢでは、これとともにもう一つの特徴が存在する。即ち、会議の最終日まで実質事項については表決を行わず、会議体の大部分の意思をコンセンサスによって採択する方式をとった¹⁷。のみならず、大陸棚問題を取り扱った第二委員会においては、審議を効率化するために、反対の表明されない基礎案は支持されたものとみなし、多数の支持が得られない修正案は支持されないものとみなすという、沈黙ルール (rule of silence) がとられた¹⁸。そのため、第二委員会の非公式会合においては反対意見を持つ国家が積極的に発言し、案が支持されたものとみなされないようにしたとされている¹⁹。

さて、翌1975年、UNLOSⅢ第3会期 (ジュネーブ会期) では、まず最初に、前年第2会期において委員会に設置された非公式協議グループを中心に各問題

¹⁵ *Ibid.*, vol. II, pp.293-296, A/CONF.62/C.2/SR.43, esp. p.293, para.3. 第二グループに分類された諸項目は沿岸国の資源管轄に関する問題であると言えるのであろう。小田滋『海洋法 上巻』(有斐閣, 1979年), 39頁, 参照。

¹⁶ 現在、海洋法に関する様々な問題は、毎年6月にニューヨークの国連本部で開催される国連海洋法条約締約国会合 (SPLOS) 及び毎年12月に開催される国連総会において取り上げられている。これらの会合ではそれぞれ本会議が開催される以前に非公式協議が開催され、実質的な審議や決議案の擦り合わせはこれら非公式協議において行われることが多く、本会議と比較して審議に費やされる時間数も多い。とりわけ、1999年の国連総会決議に基づき導入された「海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス (United Nations Open-ended Informal Consultative Process on Oceans and the Law of the Sea: UNICPOLOS)」では、各国代表に加え、一部のNGO等も会議に参加することができるという特徴を持つ。なお、同プロセス自体は非公式協議プロセスであるにも拘わらず、議論の結果は報告書として国連総会に提出され、公式文書として公開されている点も特筆に値しよう。

¹⁷ UNLOSⅢの議長であったトミー・コー(シンガポール出身)も、この点をUNLOSⅢの最大の特徴の一つとして表明している。Tommy Thong Bee KOH. "The Third United Nations Conference on the Law of the Sea: What was Accomplished?", *Law and Contemporary Problems*, vol. 46-2 (1983), p.9.

について討議していくこと、及び、同グループにおいて第二読を行うことが確認された²⁰。しかし、これら非公式会合及び非公式協議グループの審議内容は公表されていないため²¹、各国の動向を伺い知ることはできない²²。しかし、同会期末には、各委員会委員長の責任にて作成された「非公式単一交渉草案 (Informal Single Negotiating Text)」が各国代表に配布され²³、議論が動き出す契機となった。

1976年春、UNLOSⅢ第4会期（ニューヨーク会期）では、第2委員会第49回会合において、冒頭、議長より、同委員会が前会期末に配布された非公式単一文草案に基づいて非公式に議論を行うことが提案され²⁴、討議の結果採択された²⁵。よって、前会期と同様、委員会内における審議内容は公表されておらず、同会期でどのような議論が行われていたのかを知ることは難しい²⁶。また、同会期末には、前回期末に配布された草案においては規定されていなかった

¹⁸ UNLOS Ⅲ, *Official Records*, *supra* note 11, vol. V, pp.81-84, A/CONF.62/BUR/SR.15, esp. p.81, para.3. *Ibid.*, pp.125-185, A/CONF.62/WP.8/Rev.1, esp. p.153, para.6. UNLOSⅢにおけるコンセンサス手続及び第二委員会における沈黙ルールなどの手続規則は以下に詳しい。

古賀衛「海洋法条約交渉手続の特徴とその影響」『国際法外交雑誌』84巻3号（1985年）、91-123頁、とりわけ、94-106頁。林久茂「国連海洋法条約の成立と概要」林久茂・山手治之・香西茂[編]『高林秀雄先生還暦記念、海洋法の新秩序』（東信堂、1993年）、3-37頁、とりわけ、19-25頁。林司宣『現代海洋法の生成と課題』（信山社、2008年）、xv+386頁、とりわけ、11-12頁。Tulio TREVES, “Devices to Facilitate Consensus: The Experience of the Law of the Sea Conference, *The Italian Yearbook of International Law*, vol. II (1977), pp.39-60.

¹⁹ 栗林忠男「国連第三次海洋法会議におけるコンセンサス方式の意義」『法學研究（慶應義塾大学）』56巻3号（1983年）、468-469頁。

²⁰ UNLOS Ⅲ, *Official Records*, *supra* note 11, vol. IV, pp.192-194, A/CONF.62/C.2/L.87, esp. p.193.

²¹ 小田、前掲脚注15、40頁。

²² 但し、同会期における各委員会の非公式審議（著者注：これが非公式会合のことであるのか非公式協議のことであるのかは不明である。）がこれまでの主張の展開であって収拾できない状況であったと記しているものも存在する。林久茂、前掲脚注18、6頁、参照。

²³ UNLOSⅢ, *Official Records*, *supra* note 11, vol. IV, pp.137-181, A/CONF.62/WP.8.

²⁴ *Ibid.*, vol. V, pp.99-100, A/CONF.62/C.2/SR.49, esp. p.99, para.2.

²⁵ *Ibid.*, vol. IV, pp.192-194, A/CONF.62/C.2/L.87, esp. p. 193.

た紛争解決条項が加えられ、かつ、各委員会での交渉結果を取り入れ委員長のもとで改訂を行った「改訂非公式単一交渉草案」が各国代表に配布された²⁷。

同年夏、UNLOSⅢ第5会期(ニューヨーク会期)では、第2委員会は一度も公式会合が開催されておらず非公式会合及び非公式協議グループ等を通じて討議が行われたため、A/CONF.62/C.2から始まる文書番号を持つ文書はわずかしかな存在しない²⁸。しかし、同会期においてはAguilar第2委員会委員長が議長に宛てた報告書が公表されている²⁹。同報告書によると、同会期非公式協議グループではようやく大陸棚問題について実質的な審議が行われていることが分かる。とりわけ、200海里を超える大陸棚の探査の問題を討議している³⁰。ここでは、広い大陸棚を有する国々が自然延長論に立ち200海里を超える大陸棚の探査を可能にする立場を主張したのに対し、一部の国々や人類の共有財産としての深海底をできるだけ多くしたいと考えた発展途上国は、大陸棚を200海

²⁶ 小田, 前掲脚注15, 51頁, 参照。

²⁷ 同改訂草案において、大陸棚に関する問題は以下の条文番号として規定された。本稿が主たる検討対象とする200海里を超える部分についての大陸棚の問題は第70条に規定されているが、最終的に採択された現行条文とは異なり、大陸棚限界委員会に関する規定は存在しない。

第二部 第四部 大陸棚

第64条 大陸棚の定義

第65条 大陸棚に関する沿岸国の権利

第66条 上部水域及び上空

第67条 大陸棚における海底ケーブル及び海底パイプライン

第68条 大陸棚上の人工の島、施設及び構築物

第69条 大陸棚の掘削

第70条 200海里を超える大陸棚の開発に関する支払い及び醸出

第71条 隣接国又は向かい合った国の間の大陸棚の境界画定

第72条 海図及び地理的経緯度

第73条 調査

第74条 トンネル掘削

なお、同改訂草案については以下に全文和訳が掲載されている。福田菊・林司宣 [訳]「第三次国連海洋法会議 改訂非公式単一交渉草案」『国際法外交雑誌』76巻1号(1977年), 74-155頁。

²⁸ UNLOSⅢ, *Official Records, supra* note 11, vol.VI, p.135, A/CONF.62/L.17, para.1.

²⁹ *Ibid.*, pp.135-139, A/CONF.62/L.17.

³⁰ *Ibid.*, p.136, A/CONF.62/L.17, para.11.

里までに制限することを主張し、対立が激化した。

翌1977年、UNLOSⅢ第6会期（ニューヨーク会期）では、第2委員会では大陸棚の問題を含む幾つかの論点について議論が行われた。その結果、200海里以遠の大陸棚探査の問題について、前会期においては大陸棚を200海里までに制限すべきと主張していた内陸国や地理的不利国が自然延長論に基づく大陸棚の概念自体については受け入れられるとの方針を打ち出したことは特筆に値する。しかし、大陸棚外縁の定義については各国の主張に隔たりがあり合意には至らなかった。なお、同会期末には議長・主要委員会委員長・起草委員会委員長・総報告者の合議³¹によって纏められた、各委員会で討議が行われていた条約草案を統合した、「非公式統合交渉草案」が作成・配布され、大陸棚に関する問題は第76条から85条にかけて規定された。

1978年春に開催されたUNLOSⅢ第7会期（ジュネーブ会期）においては、第2委員会にて前会期に合意が形成できなかった大陸棚外縁の定義について再度議論が行われ、ソ連及びアラブ諸国が新たな提案を行った。しかし、既に提案されていたアイルランド方式との隔たりは大きく、同会期においても一致点を見出すことはできなかった。また、同会期では、大陸棚境界の決定及び200海里を超える海域の大陸棚縁辺部での活動から生じる利益の配分については別途交渉グループが設けられることとなった。

また、同年夏、再開されたUNLOSⅢ再開第7会期（ニューヨーク会期）においても大陸棚外縁の定義について議論が行われたが、解決には至っていない。

1979年、UNLOSⅢ第8会期（ジュネーブ会期）においては、第2委員会において非公式協議グループ議長が大陸棚外縁の定義に関する妥協案を提案し、同会期終了時に提出された統合交渉草案修正第1版に盛り込まれた。

同年夏に再開されたUNLOSⅢ再開第8会期（ニューヨーク会期）においては、大陸棚外縁問題に加えて200海里以遠の大陸棚の探査・開発に対する支払いや寄付、海底海嶺及び大陸棚限界委員会の問題が討議され、翌会期の討議の基礎が用意された。

1980年、UNLOSⅢ第9会期（ニューヨーク会期）においては、第2委員会では議論された問題のうち、海底海嶺や大陸棚限界委員会の問題についてはほぼ

³¹ これらの者は後に「役員国」と呼ばれるようになった。

合意が得られたため、これが統合交渉草案修正第2版に盛り込まれることとなった。

同年夏に再開されたUNLOSⅢ再開第9会期(ジュネーブ会期)においては、スリランカの大陸棚の地理的特殊性を考慮した特例が合意され、条約全体として非公式海洋法条約草案が成立することとなった。

1981年に開催されたUNLOSⅢ第10会期(ニューヨーク会期)以降においては、大陸棚に関し残されていた問題である境界画定の問題について審議が続けられた。

その後、1981年夏に開催されたUNLOSⅢ再開第10会期において、最終条項や附属書等が決定され³²、海洋法条約案が確定することとなった³³。

そして、最終的に、1982年に開催されたUNLOSⅢ第11会期において、条約案が採択されることとなった。

このような経緯を辿った結果、UNCLOS上、大陸棚の外側は一様に深海底制度によって規律され、同海域に存在する資源は「人類の共有財産」とされることとなった。また、各条約草案に規定され、議論の対象となっていた200海里を超える海域における大陸棚での活動によって国家が得た利益を国際社会に還元するシステムも盛り込まれ、UNCLOSの規定に従って各国家の大陸棚が延長された場合、原則として延長された200海里以遠の大陸棚活動では一部の

³² 大陸棚問題に関連し、大陸棚限界委員会に関する規定が附属書Ⅱとして作成された。

³³ 確定した海洋法条約案(後のUNCLOS)における大陸棚に関する規定は以下の通りである。

第六部 大陸棚

第76条 大陸棚の定義

第77条 大陸棚に対する沿岸国の権利

第78条 上部水域及び上空の法的地位並びに他の国の権利及び自由

第79条 大陸棚における海底電線及び海底パイプライン

第80条 大陸棚における人工島、施設及び構築物

第81条 大陸棚における掘削

第82条 200海里を超える大陸棚の開発に関する支払及び抛出

第83条 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定

第84条 海図及び地理学的経緯度の表

第85条 トンネルの掘削

利益は国際海底機構を通じて各国家から国際社会に還元されることとなった³⁴。よって、沿岸国が自国管轄権を行使できる海域を増加させ、自国が資源を優先的に採収・使用できるようにするためには、自国大陸棚を200海里の外側まで延長させることが必要となり、自国大陸棚がどこまで伸びているかについての調査が活発となっていった。

(2) 大陸棚の延長手続

それでは、沿岸国が基点から200海里を超える海域に大陸棚の限界を定める意思を有する場合、UNCLOSでは具体的にどのような制度が定められているであろうか。

UNCLOSでは、基点から200海里を超える海域の大陸棚の定義について、「領海の外側の海底であって、陸地領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁までの海底及びその下」と規定する（第76条1項前段）。さらに、この場合、同条4項に従って大陸縁辺部の外縁の具体的な位置が定められる³⁵。よって、沿岸国周辺に200海里を超える海域の大陸棚が存在する場合には、具体的にその限界を定める必要が生じた。

このため、沿岸国が基点から200海里を超える海域に大陸棚の限界を定める意思を有する場合、UNCLOS第76条8項及び同附属書Ⅱに従って設置されたCLCSに対し、10年以内に、自国周辺の大陸棚の限界の詳細とその根拠となるデータを添えて、その旨の申請を行う必要がある³⁶。当初、申請の期限は、沿岸国が同条約を批准してから10年と考えられていたが、各国とも申請に必要な自国周辺大陸棚調査及び分析に時間を要していたため、第11回国連海洋法条約締約国会合（以下、SPOLOSとする。）にて申請に係る起算点を技術ガイドラインが採択された1999年5月13日とすることが決定されたため³⁷、同日にUNCLOSの締約国であった国家は2009年5月13日にその申請期限を迎えた³⁸。

³⁴ 但し、発展途上国は拠出や支払いを免除されている。

³⁵ 但し、同条5項により、沿岸国が定めることのできる外縁線は、領海基線から350海里線、あるいは、2,500メートル等深線から100海里線、の有利な方を適用できるとされる。

³⁶ UNCLOS第76条8項、同附属書Ⅱ第4条、参照。

³⁷ SPOLOS/72

2010年6月30日現在、2001年12月にロシアによって初めての申請が行われて以降、既に日本を含む51の申請がCLCSに対して行われている。また、既にこれらのうち11の申請に対してCLCSによる勧告が採択された³⁹。

なお、沿岸国は、CLCSによる勧告を受け入れ、当該勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとしかつ拘束力を有すると定められている(第76条10項)。

では、沿岸国が提出したデータを審査し、200海里を超える海域の大陸棚の限界について勧告を行うCLCSとはどのような組織であろうか。CLCSは、個人の資格で職務を遂行し、地質学、地球物理学及び水路学を専門とする21人の専門家によって構成されている。この点、特筆すべきことは、CLCSが行った勧告に基づいて沿岸国が設定した大陸棚の限界は国際法上の効果を有するにもかかわらず、同委員会には国際法の専門家は入っておらず、専ら科学的・技術的側面から沿岸国が提出したデータを審査し勧告を行うこととされた⁴⁰。なお、同委員会の21人の委員は5年任期であり、地理的配分に基づいてSPLOSにおいてUNCLOS締約国による選挙によって選出されることとなっている⁴¹。

また、CLCSにおける大陸棚延長の具体的な手続は⁴²、大まかには、沿岸国による申請書及びエグゼクティブ・サマリーの国連事務総長への提出によって

³⁸ なお、発展途上国を中心として、予算あるいは能力上の問題から、2009年5月の申請期限に間に合わない恐れがあるとの提起が多くなされたため、申請期限限度までに予備的情報を提出すれば申請期限に間に合ったこととする決議が行われた。

³⁹ なお、これらの中には、ロシアのように提出したデータが不十分であるとする勧告が採択され、再申請の準備を進めているとされるケースも存在する。

⁴⁰ CLCSの任務は主として以下の2つとされる。第一に、200海里を超える大陸棚の限界について沿岸国が提出するデータ等を検討及び審査し勧告を行うこと、第二に、沿岸国の求めに応じて、大陸棚延長申請のためのデータ作成に関する科学上・技術上の援助を行うこと、である。UNCLOS附属書Ⅱ第3条、参照。

⁴¹ 地理的配分は国際海洋法裁判所(ITLOS)裁判官の地理的配分と同一であり、UNCLOS発効当時の地理的配分に基づいて定められている。但し、UNCLOS発効当時と比較して現在ではアジア・アフリカ地域の締約国が増大したため、実際の地理的配分とはずれが生じている。このことから、アジア・アフリカ地域の締約国から、地理的配分を是正するよう求める動きが生じている。

⁴² CLCS/40/Rev.1, pp.33-35に申請手続に関するフローチャートが示されている。また、これを和訳したものとして、海洋政策研究財団、前掲脚注5『平成21年度大陸棚の限界拡張に関する調査研究報告書』、114頁、が存在する。

手続が開始し、エグゼクティブ・サマリーの公開、第三国による見解表明、申請国によるプレゼンテーション等の手続を経て小委員会が設置されることとなる。小委員会によって具体的な審査が行われ、勧告案の作成が行われた後、全体委員会にて当該勧告案の採択手続が行われ、沿岸国に対し勧告が行われる。そして、上述の通り、沿岸国がこの勧告を受け入れる場合には、各国国内法に従って大陸棚の限界を設定する手続が行われ、海図が国連事務総長宛寄託されることとなる。また、沿岸国が勧告を受け入れない場合には、再度申請を行うことができるものとされている。

2 国連海洋法条約における第三国に関する規定

(1) 概観

通常、国家が基線設定や領海の幅員設定など、条約で規律されている国家の権利義務に関し、国内立法による一方的行為を行った場合、国際法上これを他の国家及び国連事務局等の関係機関へ通報を行う義務は存在しない⁴³。また、ある国家が行った国内立法による一方的行為に対し、他の国家が何らかの意見表明を行う場合に執られる手続は、一般国際法上必ずしも明確となっていない。

しかし、海洋法分野では、現在、とりわけ、1982年に国連海洋法条約が採択された後、条約上では明確化されていないこれらに関する手続（細則）が慣行となりつつあるように思われる。

例えば、海域設定に沿岸国の意思が色濃く反映される直線基線の問題に関する議論は、1958年領海条約草案作成時には多く取り上げられたものの、1982年国連海洋法条約においては領海条約とほぼ同じような文言が使用されている。

直線基線の設定が初めて規定され1958年領海条約では、直線基線の設定に関し国際司法裁判所（以下、ICJとする。）漁業事件判決が色濃く反映されることとなった。同条約では、その第4条において一定の条件下で沿岸国が直線基線を設定することが認められるとともに、とりわけ、同条6項において、沿岸国は設定した直線基線を海図上に明白に表示し、かつ当該海図を適当に公表しなければならないことが規定された。しかし、全締約国あるいは国際社会に対し

⁴³ 国連憲章第102条2項に基づき、国連事務局へ登録されていない条約は、国連の機関に対し援用できないにすぎない。

てこれらの海図を公表する枠組みは整っていなかった。

これに対し、1982年に採択された国連海洋法条約においては、その第7条において領海条約とほぼ同じ文言を用い、一定の条件下で沿岸国が直線基線を設定することが認められている。しかし、海図の公表方法については若干の変化が見られる。領海条約においては、沿岸国は設定した直線基線を海図上に明白に表示し、かつ当該海図を適当に公表することのみが規定されていたが、国連海洋法条約においては、第16条1項において、沿岸国が設定した直線基線をそれらの位置の確認に適した縮尺の海図に表示するか、これに代えて測地原子を明示した各点の地理学的経緯度の表を用いるとされた。かつ、同条2項において、当該海図を適当に公表すること及び当該海図あるいは表の写しを国連事務総長に寄託すると規定されている。従って、この規定により第三国は沿岸国の基線に関する情報を得る権利を獲得したと言える。

これに伴い、国連海洋法条約下においては全締約国あるいは国際社会に対してこれらの海図を公表する枠組みが整ったため、各国の対応も領海条約時代と国連海洋法条約採択後では異なっている。即ち、領海条約時代には、直線基線を設定した沿岸国は近隣諸国に個別に通報していた例は見られるものの、全締約国あるいは国際社会に対して一堂に海図を公表した例は見受けられない。これに対し、国連海洋法条約採択後は、直線基線を設定した沿岸国は、当該国政府あるいは当該国国連代表部を通じて、国連事務総長に対して海図を通報するとともに、国連事務局に対し当該国内法の制定を通報する旨の口上書を発出し、併せて当該国内法を国連事務局海洋・海洋法課（以下、DOALOSとする。）が発行する直近の『海洋法年鑑（Law of the Sea Bulletin）』あるいは回章に掲載するよう要請することが多い。これを受けて国連事務局海洋・海洋法課は年鑑及び回章を発行し全締約国に対して当該直線基線を示す仕組みが出来上がった。これとともに、沿岸国が行った基線設定に対して第三国が対応を行う際にも、沿岸国に直接対応を行うとともにその対応（口上書等）を国連事務総長宛通報し、至近に発行される年鑑あるいは回章に当該通報を掲載するよう要請する事例が出るようになった。また、沿岸国に直接対応を行わず、国連代表部を通じて国連事務総長宛通報し、至近に発行される年鑑あるいは回章に当該通報を掲載することで沿岸国に対する対応に代えている場合がある。なお、これら沿岸国に対する対応に対し、沿岸国が更に対応を行う場合にも、国連代表部を

通じて国連事務総長宛通報し、至近に発行される年鑑あるいは回章に当該通報を掲載することで第三国に対する対応に代えている場合が多い。しかし、ここで一点注意を要するのは、同条約第16条2項において公表・寄託の枠組みは整ったものの締約国となった全ての直線基線を有する沿岸国がこれに従って公表・寄託を行っている訳ではない、従って、国内立法によって沿岸国が海域設定を行った場合、これに対して第三国が全て対応を行うことが可能な訳ではないということにも注意を要する。

(2) 大陸棚延長申請に拘わる規定

では、この点、大陸棚延長申請の場合はどのような手続が執られているであろうか。CLCSへ大陸棚延長申請が行われる場合、申請国がCLCSに対して申請を行い、またそれが受領された旨の口上書が国連事務局よりCLCS及び全国連加盟国に対して発出されるとともに、申請国の提出した申請内容がDOALOSウェブサイトへ掲載されている。では、その申請国の提出した申請内容に自国海域に関連する内容が含まれていた場合、あるいは、UNCLOS及び他の条約における権利義務との抵触を生じている場合、当該国家はどのような対応を取ることができるのか。とりわけ、既に当該国家が申請国に対して抗議を行っていた内容が含まれていた場合、あるいは当該申請によって初めて明らかとなった内容・国内立法等が存在することが明らかとなった場合、当該国家はどのような対応を取ることが必要となるかが問題となる。換言すると、これらの事態への対処を怠ることは当該国内立法・海域設定の国際法上の法的効果の確定に影響を及ぼすのか否かという点についても問題となる。この点、既に申請書が提出された53の申請のうち、現時点（2010年10月22日現在）で40の申請に対して第三国による対応が存在する。本稿では、これらの対応及びCLCSによる勧告がこれらの反応にどのように影響されているかについて、当該口上書、勧告等を検討することによって明らかにする。

二 大陸棚延長申請に対する第三国の対応

それでは、沿岸国がCLCSに対して大陸棚延長申請を行い、これに対し、第三国による対応があった場合、どのような特徴があると言えるだろうか。この

点、第三国による対応を、その性質上、直接的に大陸棚境界画定に利害関係あるいは影響を有する国家たる第三国が行う場合、直接には大陸棚境界画定に利害関係あるいは影響を有しないが、UNCLOS及びその他の条約上の権利義務に影響を有する国家たる第三国が行う対応、の二つに分類することが可能である。また、後者の場合、CLCS自体がいわゆるUNCLOSグループの一員であるため、UNCLOS上の権利義務に拘わる第三国への対応とそれ以外の条約上の権利義務に拘わる第三国への対応では解釈適用が異なることも予想されるため、便宜上、これらをさらに別個に取り扱うことが有用である。

但し、直接的に大陸棚境界画定に利害関係あるいは影響を有する国家たる第三国が行う意見表明については、UNCLOS第76条10項及び同附属書の規定により、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼさないとされているため、CLCSでは、該当国家より口上書が提出された時点で当該海域を審査対象から除外する決定を行っている。従って、本規定と関連する第三国の対応は、本稿の考察対象から除外し、直接には大陸棚境界画定に利害関係あるいは影響を有しない国家が行う対応のみを考察対象とすることとする。

1 国連海洋法条約の解釈適用に関する第三国の対応

(1) ブラジルの延長申請に対する第三国の対応

2004年5月17日、ブラジルは、国連事務総長を通じてCLCSに対し、自国大陸棚の200海里を超える海域について延長を申請した⁴⁴。これを受けて、国連事務総長より、申請の際にブラジルが作成したエグゼクティブ・サマリーが公開されたところ、同年8月25日付の書簡にて、米国が異議を申し立てた⁴⁵。即ち、ブラジルが提出した申請にて用いられているデータの一部が他の公的機関で用いられているデータと異なること、大陸棚限界延長の基準となる地形とは異なる地形を大陸棚限界延長の基準として用いていることなどを取り上げた。

⁴⁴ 2004年5月21日、国連事務総長より、同申請を受領した旨、国連事務局海洋・海洋法課を通じて国連全加盟国に通知されている。cf. CLCS.02.2004.LOS (Continental Shelf Notification)。

⁴⁵ 2004年9月9日、国連事務総長より、2004年8月30日に米国より書簡を受領した旨、及び同書簡全文が国連全加盟国宛回付された。cf. CLCS.02.2004.LOS/USA。

これに対し、CLCSは、隣接あるいは向かい合った国との紛争海域である場合、即ち、UNCLOS第76条10項に該当する場合にのみ他国のコメントを考慮するとの見解を出したため、米国は再度、書簡を発出し、CLCSが出した結論に失望していること、及び、他国から提出された口上書によるコメントの機会について、及び、他国からのデータの齟齬に関する口上書に対する申請国のプレゼンテーションについてのCLCSが行った手続規則解釈に同意できないことを表明した⁴⁶。さらに、隣接あるいは向かい合った国との紛争海域でなくとも第三国から提出された口上書を審議すべきとの見解も表明した⁴⁷。

しかし、これに対しては、現在もなお、ブラジルに対する勧告の概要が公開されていないため⁴⁸、CLCSが最終的にどのような態度を取ったのかは不明なままである。

(2) 日本の延長申請に対する第三国の対応

2008年11月12日、日本は、国連事務総長を通じてCLCSに対し、自国大陸棚の200海里を超える海域について延長を申請した⁴⁹。これを受けて、国連事務総長より、申請の際に日本が作成したエグゼクティブ・サマリーが公開されたところ、現在までに、米国、中国、韓国及びパラオの計4ヶ国より自国の見解を述べる口上書が提出されている。

これら4件の見解は、その性格上、二つに分類することができる。即ち、米

⁴⁶ Letter, dated 25 October 2004.

⁴⁷ *Id.*

⁴⁸ なお、CLCSにおいて、ブラジルに対して行われた勧告の概要を今後も作成しないことが決定されている。

⁴⁹ 2008年11月18日、国連事務総長より、日本より延長申請がなされ同申請を受領した旨、国連事務局海洋・海洋法課を通じて国連全加盟国に通知されている。cf. CLCS.13.2008.LOS (Continental Shelf Notification). なお、日本による延長申請について述べた文献として以下がある。前掲脚注5、海洋政策研究財団による三つの報告書。兼原敦子「200海里を超える大陸棚の限界設定をめぐる一考察」村瀬信也・江藤淳一〔編著〕『海洋境界画定の国際法』（東信堂、2008年）、103-132頁。同「日本の大陸棚延伸阻む近隣諸国 有効な国際法カードとは」『ウェッジ』21巻9号（2009年）、18-20頁。古賀衛「大陸棚の延伸をめぐる手続的諸問題」『西南学院大学法学論集』42巻3・4合併号（2010年）、47-74頁、とりわけ、69-70頁。谷伸「どうなる？大陸棚問題のその後」『世界の鑑船』726号（2010年）、136-139頁。

国及びパラオによる見解と中国及び韓国による見解とに分類することができる。

まず、第一に、米国及びパラオによる見解は、UNCLOS第76条10項、同附属書Ⅱ第9条及びCLCS手続規則附属書Ⅰに基づき、いわゆる、CLCSの勧告が、向かい合っているか隣接している海岸を有する国の間におけるCLCSの問題に与えないことを確認するための意見表明と捉えることができる。

米国政府は、2008年12月22日付口上書において、米国情連代表部を通じ、現在、日本が200海里以遠に大陸棚を延長しようとしている海域の一部について、米国が、将来、200海里以遠に大陸棚を延長する場合には潜在的な重なりが生じることを確認した上で、CLCSが、両国の大陸棚境界画定の問題に予断を与えない限りにおいて、日本の申請を審査しかつ勧告を行うことについて異議を申し立てないことを表明した⁵⁰。

また、パラオ政府も、2009年6月15日付口上書において、パラオ国連代表部を通じ、現在、日本が200海里以遠に大陸棚を延長しようとしている海域の一部について、パラオが、将来、200海里以遠に大陸棚を延長する場合には潜在的な重なりが生じることを確認した上で、CLCSが、両国の大陸棚境界画定の問題に予断を与えない限りにおいて、日本の申請を審査しかつ勧告を行うことについて異議を申し立てないことを表明した⁵¹。

この種の意見表明は、他の国家がCLCSに対して行った大陸棚延長申請においても多く見受けられる。しかし、前述の通り、本稿が主として取り扱うのは、直接に大陸棚境界画定への影響がない第三国の対応であるため、これ以上の検討は行わないものとする。

⁵⁰ 母島及び南鳥島を基点とする海域の大陸棚及び南硫黄島を基点とする海域の大陸棚をそれぞれ200海里以遠に延長する場合、かつ、米国が北マリアナ諸島を基点とする海域の大陸棚を200海里以遠に延長しようする場合には国連海洋法条約第76条10項に基づく向かい合った国の間の大陸棚境界画定問題が生ずる。なお、この問題が生ずる可能性があることについては、日本が行った申請のエグゼクティブ・サマリーにおいて、日本側も指摘済である。

⁵¹ cf. Note No:029/PMUNS/09, dated 5 June 2009. 沖ノ鳥島を基点とする海域の大陸棚を200カイリ以遠に延長する場合、かつ、パラオが自国海域を基点とする海域の大陸棚を200カイリ以遠に延長しようする場合には国連海洋法条約第76条10項に基づく向かい合った国の間の大陸棚境界画定問題が生ずる。なお、この問題が生ずる可能性があることについては、日本が行った申請のエグゼクティブ・サマリーにおいて、日本側も指摘済である。

第二に、本稿で検討しようとする主題と拘わる、中国及び韓国による見解は、国連海洋法条約上の他の規定の解釈適用に関する意見表明と分類することができよう。

中韓両国が行った意見表明はともに、沖ノ鳥島が大陸棚を持つことのできる「島」であるかどうかについて、国連海洋法条約第121条3項の解釈に関する自国の見解表明であった。中国及び韓国は一見すると大陸棚境界画定に直接的な利益を有する国家と捉えられがちであるが、両国が見解を表明した沖ノ鳥島については両国との大陸棚境界画定の問題は生じないため、両国は直接的利害関係を有する紛争国ではない。

中国政府は、2009年2月6日付口上書において⁵²、利用可能な科学的データに基づくと、沖ノ鳥島はUNCLOS第121条3項に規定する島ではなく岩であるとの見解を述べた。UNCLOS上、岩に対して領海及び大陸棚を設定することはできないため、日本はそもそも大陸棚を同島の周辺に設定することはできない。よって、同島周辺大陸棚を延長することはできず、CLCSはその申請について如何なる行動もとるべきでないとの見解を表明した。

また、韓国政府は、国連韓国代表部を通じて、2009年2月27日付口上書において⁵³、沖ノ鳥島はUNCLOS第121条3項に規定する島ではなく岩であるとの見解を述べた。UNCLOS上、岩は領海及び大陸棚を設定することはできないため、日本はそもそも大陸棚を同島の周辺に設定することはできない。よって、同島周辺大陸棚を延長することはできないとする。また、UNCLOS第121条3項の解釈問題はCLCSの権限外の問題であるので、CLCSはこの海域に関する事項を除いて勧告を行うべきであるとの見解を表明した⁵⁴。

これに対し、同問題は、CLCS第23回会合にて取り上げられることとなった。まず、日本政府代表団は、申請時に行う全体委員会でのプレゼンテーションにおいて、葉室和親日本政府国際連合代表部大使より、中国及び韓国両政府からの口上書にて取り上げているUNCLOS第121条3項の解釈問題はそもそもCLCSの権限外の範囲であるため、CLCSが両国の口上書を取り上げないよう要請を行った⁵⁵。更に、これを口上書においても再度要請した⁵⁶。

⁵² Note No.CML/2/2009, dated 6 February 2009.

⁵³ Note No.MUN/046/09, dated 27 February 2009.

⁵⁴ *Id.*

これに対し、非公開で審議を継続した委員会は、中国、韓国及び日本の計3ヶ国からの口上書及びについて検討した⁵⁷。その結果、CLCSがUNCLOS第121条3項の解釈について権限を有していないことを確認し⁵⁸、小委員会設置の時点でこの問題に対する動きがあればそれを考慮に入れることにした⁵⁹。

なお、その後、小委員会が設置されたが、全ての口上書及び日本政府が行ったプレゼンテーションを検討した結果、CLCSは日本が申請した全ての海域について審査を行うことを決定し、その旨小委員会に指示されたが、小委員会が決定した勧告案については口上書に言及されている海域については委員会が指示するまで何の手段も講じないこととされた⁶⁰。

なお、これとは別に、この件に関して特筆すべきことがある。第19回SPLOS会合において、中国政府がUNCLOS第121条3項の問題を取り上げたところ⁶¹、代表団の中には、SPLOSがUNCLOSの条約解釈権限を有するとして、CLCSに対し、科学的・技術的問題を超えた法的問題についてアドバイスを行うべきとの発言をおこなう国家もあった。また別の代表団は独立組織たるCLCSに対し助言を行うのは不相当であるとの発言を行った。また、同会合中、CLCS議長から行われた報告に対し、UNCLOS第121条3項について第三国が反対を行っている海域を審査すべきでないとの意見が表明されたが⁶²、他方、申請された海域全てについて技術的側面からのみ審査を取り扱うべきとの意見も表明された⁶³。また、オブザーバー国の代表団からは、指摘された問題が現に紛争になっておらず単に条約解釈の問題に留まる問題である場合は技術的側面から審査を取り扱うべきとの意見も表明された⁶⁴。

⁵⁵ CLCS/64, p.7, para.18.

⁵⁶ *Ibid.*

⁵⁷ *Ibid.*

⁵⁸ *Ibid.*, para.23.

⁵⁹ なお、当時は小委員会設置は同時に3件までとされていたため、日本の小委員会はその時点では設置されなかった。

⁶⁰ CLCS/64, p.8, paras.25-26.

⁶¹ SPLOS/203, pp.12-13, para.72.

⁶² *Ibid.*, p.13, para.76.

⁶³ *Ibid.*

2 国連海洋法条約以外の条約の権利義務に関する第三国の対応

さて、国際法上、海洋分野を規律する条約は国連海洋法条約だけでないことは自明のことであり、国連海洋法条約以外にも多くの多数国間条約及び二国間条約が存在する。

これまで、ある国家が大陸棚延長申請を行った際に、他の条約で設定された領域権原等に拘わる権利義務を遵守すべきとして、直接には大陸棚境界画定に影響がない第三国が対応を行った例が存在する。それらの例は、いずれも、いわゆる「国際制度」あるいは「客観的制度」を設定する条約⁶⁵として知られている条約上の権利義務に拘わるとして⁶⁶、直接には大陸棚境界画定に影響がな

⁶⁴ *Ibid.*

⁶⁵ 「国際制度」の定義は様々であるが、本稿では国際制度が条約の形で設定される点に重点を置き、これを「国際社会の一般利益のために、国際法主体間で条約の形で設定される制度」と定義することとする。なお、国際制度については以下の文献を参照のこと。Hermann MOSLER, *The International Society as a Legal Community* (Sijthoff & Noordhoff, 1980), p.223. Ronald F. ROXBURGH, *International Conventions and Third States* (Longmans, 1917), 119p. Bruno SIMMA, “The Atrantic Treaty as a Treaty Providing for an ‘Objective Regime’”, *Cornell International Law Review*, vol.19 (1986), pp.189-209. 小寺彰「国際機構の法的性格に関する一考察——国際機構締結条約を素材として——(一) - (四・完)」『国家学会雑誌』93巻1-3号(1980年), 1-60頁, 94巻3・4号(1981年), 1-53頁, 95巻5・6号(1982年), 52-107頁, 99巻9・10号(1988年), 42-75頁。長岡さくら「国際機構締結条約における第三国」『法政研究(九州大学)』70巻1号(2003年), 181-211頁。林一郎「条約法とpacta tertiis原則の例外としてのobjective regimesの検討」『明治大学大学院紀要』28集2号(1991年), 301-319頁。森川俊孝「国際制度の対世的効果」『横浜国際経済法学』2巻1号(1993年), 1-26頁。吉田脩「国際法における『国際制度』の新展開——国際社会の組織化現象の理論的再検討——」『国際法外交雑誌』99巻3号(2000年), 31-61頁。

⁶⁶ 「国際制度」あるいは「客観的制度」の語は、1950年、ICJ南西アフリカの国際的地位に関する勧告的意見におけるマクネア卿の個人的意見にて以下のように付言されたことを契機として多く議論されるようになった。

「時折、大国のグループ又は多数の大小国が、多数国間条約によって新しい国際制度または地位を創設する権能を掌握することがある。それはやがて、一定の承認と永続性を獲得し、現締約国の範囲を越えて広がり、国際制度または地位に客観的存在を付与することがある。この権能は、何らかの公益が関係するときに用いられ、またその行使はしばしば大戦後の平和処理の過程において行われる。」

cf. *ICJ Reports* 1950, p.153.なお、和訳は主として、森川、同上、18頁に依拠した。

いが「国際制度」を設定する条約の締約国である第三国が行った対応である。

この点、大陸棚延長申請と関連するUNCLOS、同附属書Ⅱ及びCLCS手続規則中には他の条約が設定する義務に沿岸国の申請が抵触していた場合、あるいは抵触していると第三国が考えた場合、CLCSが行う法的対応方法は規定されていない。ただ、他の国家が沿岸国の申請に対して意見表明を行うことが規定されているのみである。

では、これまでの例では、他の条約締約国たる第三国からの対応に対し、CLCSは具体的にどのような対応を執っているのであろうか。

(1) 南極条約上の権利義務に関する第三国の対応⁶⁷

これまでに沿岸国によって行われた大陸棚延長申請のうち、南極地域に対する領域権原について言及しているのは、豪州(申請番号3)、ニュージーランド(申請番号5)、英国(申請番号11)、フランス(申請番号17)、アルゼンチン(申請番号25)及びノルウェー(申請番号31)の計6ヶ国である。これらの国々はいわゆるクレイマントと呼ばれる国家である⁶⁸。

現在、地球上には、いくつかの国際化地域と呼ばれる場所がある。そのうち、1959年に採択された南極条約によって、諸国による領有権の主張が凍結され、地域の平和利用とそこでの国際協力を実現するために国際化された地域が南極であると言えよう。南極条約は、その第4条1項において締約国の南極大陸に対する領土権・請求権を凍結することを規定している。また、同条2項において、南極条約が有効である間に行われた行為が、南極地域における請求権の基礎とならないのみならず、南極地域における主権設定の根拠とならないことをも規定している。さらに、南極地域における既存の請求権の拡大となる主張も行ってはならないことが規定されている。

従って、とりわけ、沿岸国による大陸棚延長申請において自国の南極地域に対する権利について主張あるいは言及している場合、南極条約第4条2項の義

⁶⁷ 南極条約体制については以下の文献を参照のこと。林一郎「南極条約体制の展開」『明治大学大学院紀要』27集(1990年)、281頁。

⁶⁸ クレイマントとは、南極地域に対する領土権を主張する国家と定義されうる。現在、クレイマントとして知られているのは、英国、ノルウェー、フランス、豪州、ニュージーランド、チリ及びアルゼンチンの計7ヶ国である。

務に抵触するか否かが問題となる。

さて、CLCSへの大陸棚限界延長申請時、南極大陸の領域権原及びこれに付随する権利について請求あるいは言及がなされた沿岸国の主張・立場は、原則として、南極条約上の義務が存在することを考慮しつつも、沿岸国が南極地域の大陸棚延長を申請するかどうかは沿岸国の裁量であるとしている。そして、沿岸国によるその具現化方法は、以下の二つ、即ち、①沿岸国が南極地域の大陸棚をも含んだ形で大陸棚延長申請を行う立場、及び、②沿岸国は、まず、南極地域の大陸棚を含まない形で大陸棚延長申請を行うが、後に南極地域の大陸棚について延長申請を行う権利を留保する立場、に分類することができると言えよう⁶⁹。

まず、第一に、CLCSに対し、南極地域の大陸棚をも含んだ形で大陸棚延長申請を行う立場をとるクレイマントたる沿岸国は、豪州、ノルウェー、及び、アルゼンチンの3ヶ国である。

2004年11月15日、豪州は、国連事務総長を通じて大陸棚限界委員会に対し、南極地域の大陸棚を含む形で自国大陸棚の200海里を超える海域について延長を申請した（申請番号3）⁷⁰。これを受けて、国連事務総長より、申請の際に豪州が作成したエグゼクティブ・サマリーが公開されたところ、米国、ロシア、日本、東チモール、フランス、オランダ、ドイツ及びインドの計8ヶ国より自国の見解を述べる口上書が提出された。このうち、南極地域の大陸棚に対する延長申請について自国の見解を述べたのは、米国、ロシア、日本、オランダ、ドイツ及びインドの計6ヶ国であり、いずれもいわゆるノン・クレイマントとして知られている。これらの国家より提出された口上書は、いずれも、南極における如何なる国の領域権原も認めないこと、及び、南極大陸に隣接する海域に対する如何なる国の権利も認めないことを確認するものであり、更に、

⁶⁹ これらの主張の分類は、沿岸国による延長申請時の口上書において自ら行っている。cf. イギリス・フランスの口上書。

⁷⁰ 2004年11月15日、国連事務総長より、豪州より延長申請がなされ同申請を受領した旨、国連事務局海洋・海洋法課を通じて国連全加盟国に通知されている。cf. CLCS.03.2004.LOS (Continental Shelf Notification)。なお、その後公開されたノルウェーによるエグゼクティブ・サマリーによると、豪州が領有権を主張する南極地域に隣接する200海里水域を自国の管轄権が及ぶ排他的経済水域及び大陸棚として記載している。

CLCSは南極大陸に隣接する海域に対する申請について如何なる行動も行うべきでない」と主張するものであった⁷¹。

2009年4月21日、アルゼンチンは、国連事務総長を通じてCLCSに対し、南極地域の大陸棚を含む形で自国大陸棚の200海里を超える海域について延長を申請した(申請番号25)⁷²。同時に、アルゼンチンは、国連事務総長宛の口上書において、南極条約第4条の規定に鑑みて、同海域がおかれた特別な地位を理解していることが述べられている⁷³。これを受けて、国連事務総長より、申請の際にアルゼンチンが作成したエグゼクティブ・サマリーが公開されたところ、現在までに、英国、米国、ロシア、インド、オランダ及び日本の計6ヶ国より自国の見解を述べる口上書が提出され、その全てが、南極地域の大陸棚に対する延長申請に関する見解表明である。これらの国家による見解には、一点特筆すべき点が存在する。即ち、英国は、自身がクレイマントであるにも拘わらず、アルゼンチンによる南極地域に対する領域権原の主張を南極条約に違反するとして口上書を提出したのである⁷⁴。これらの国家より提出された口上書は、いずれも、南極における如何なる国の領域権原も認めないこと、及び、南極大陸に隣接する海域に対する如何なる国の権利も認めないことを確認するものであり、更に、CLCSは南極大陸に隣接する海域に対する申請について如何なる行動も行うべきでない」と主張するものであった⁷⁵。但し、オランダは、アルゼンチン自身が口上書において南極条約第4条の規定に触れたことを想起し、CLCSに対して、この問題を紛争がある海域の場合の手續規則に則って処理す

⁷¹ Diplomatic Note No.POL 10-04, dated 3 December 2004. Note No.739/n, dated 9 December 2004. Note No. SC/05/039, dated 9 January 2005. Note No. No.NYV/2005/690, dated 31 March 2005. Note No.88/2005, dated 5 April 2005. Note No. NY/PM/443/1/98, dated 21 April 2009.

⁷² 2009年5月1日、国連事務総長より、アルゼンチンより延長申請がなされ同申請を受領した旨、国連事務局海洋・海洋法課を通じて国連全加盟国に通知されている。cf. CLCS.25.2009.LOS (Continental Shelf Notification).

⁷³ Note No. N.U. 139/2009/600, dated 21 April 2009.

⁷⁴ Note No:84/09, dated 6 August 2009.

⁷⁵ Note No:84/09, dated 6 August 2009. Diplomatic Note, dated 19 August 2009. Note No.2282/N, dated 24 August 2009. Note No.NY/PM/443/1/2009, dated 31 August 2009. Note No.NYV/2009/2459, dated 30 September 2009. Note No. SC/09/390, dated 19 November 2009.

べきとしたにすぎない点で変化がみられる⁷⁶。

2009年5月4日、ノルウェーは、国連事務総長を通じてCLCSに対し、南極地域の大陸棚を含む形で自国大陸棚の200海里を超える海域について延長を申請した（申請番号30）⁷⁷。同時に、ノルウェーは、口上書において、CLCSに対し、南極条約上の規定に鑑み、同海域について申請は行わないもの、実際の審査は行わないように要請した⁷⁸。これを受けて、国連事務総長より、申請の際にノルウェーが作成したエグゼクティブ・サマリーが公開されたところ、現在までに、米国、ロシア、インド、オランダ及び日本の計5ヶ国より自国の見解を述べる口上書が提出され、その全てが、南極地域の大陸棚に対する延長申請に関する見解表明である。これらの国家より提出された口上書は、いずれも、南極における如何なる国の領域権原も認めないこと、及び、南極大陸に隣接する海域に対する如何なる国の権利も認めないことを確認するものであること自体はそれまでの国家実行と変更はない⁷⁹。しかし、口上書において、各国がCLCSに求めた対応は若干の変化がみられる。ロシア及び日本は、これまで同様、CLCSは南極大陸に隣接する海域に対する申請について如何なる行動も行うべきでないと主張した⁸⁰。しかし、米国、インド及びオランダの口上書は、ノルウェーが自ら南極海域の審査を行わないようCLCSに要請したことを評価する内容となっている⁸¹。

第二に、CLCSに対し、まず、南極地域の大陸棚を含まない形で大陸棚延長申請を行うが、後に南極地域の大陸棚について延長申請を行う権利を留保する

⁷⁶ Note No.NYV/2009/2459, dated 30 September 2009.

⁷⁷ 2009年5月5日、国連事務総長より、ノルウェーより延長申請がなされ同申請を受領した旨、国連事務局海洋・海洋法課を通じて国連全加盟国に通知されている。cf. CLCS.03.2004.LOS (Continental Shelf Notification). 同国は、2006年にも大陸棚延長申請を行ったが、その際に、後ほど、南極地域に対する大陸棚延長を申請する旨、あらかじめ通知していた。

⁷⁸ Note, dated 4 May 2009.

⁷⁹ Diplomatic Note, dated 4 June 2009. Letter No.1682., dated 15 June 2009. Note No. NY/PM/443/1/2009, dated 31 August 2009. Note No.NYV/2009/2458, dated 30 September 2009. Note No.SC/09/389, dated 19 November 2009.

⁸⁰ Letter No.1682., dated 15 June 2009. Note No.SC/09/389, dated 19 November 2009.

⁸¹ とりわけ、オランダはCLCS手続規則に言及し、紛争海域について取り扱わないとする規則を用いて審査を行わないようにすべきとした。

立場をとるクレイマントたる沿岸国は、ニュージーランド、英国及びフランスの3ヶ国である。

2006年4月19日、ニュージーランドは、国連事務総長を通じてCLCSに対し、南極地域の大陸棚を含まない形で自国大陸棚の200海里を超える海域について延長を申請した(申請番号5)⁸²。同時に、ニュージーランドは、口上書において、CLCSに対し、南極海域については後日改めて申請を行う予定であることを明示した⁸³。これを受けて、国連事務総長より、申請の際にニュージーランドが作成したエグゼクティブ・サマリーが公開されたところ、フィジー、日本、フランス、オランダ及びトングアの計5ヶ国より自国の見解を述べる口上書が提出された。このうち、南極地域の大陸棚に対する延長申請について自国の見解を述べたのは、日本及びオランダの計2ヶ国であった。両国より提出された口上書は、いずれも、南極における如何なる国の領域権原も認めないこと、及び、南極大陸に隣接する海域に対する如何なる国の権利も認めないことを確認するものであり、更に、ニュージーランドが南極海域については後日改めて申請を行う考えを示したことに對し、南極条約上の権利義務は、ニュージーランドが南極地域に隣接する海域について後日延長申請する意図を示したことに何ら影響されるべきでない旨、強調するものであった⁸⁴。

2008年5月9日、英国は、国連事務総長を通じてCLCSに対し、南極地域の大陸棚を含まない形で英国領アセンション島周囲の大陸棚の200海里を超える海域について延長を申請した(申請番号11)⁸⁵。同時に、英国は、口上書において、CLCSに対し、南極海域については後日改めて申請を行う権利を留保した⁸⁶。これを受けて、国連事務総長より、申請の際に英国が作成したエグゼクティブ・サマリーが公開されたところ、オランダ及び日本の計2ヶ国より自国

⁸² 2006年4月21日、国連事務総長より、ニュージーランドより延長申請がなされ同申請を受領した旨、国連事務局海洋・海洋法課を通じて国連全加盟国に通知されている。cf. CLCS.05.2006.LOS (Continental Shelf Notification).

⁸³ Note Number:NZ-CLCS-TPN-02, dated 19 April 2006.

⁸⁴ Note Ne.SC/06/459, dated 28 June 2006. Note No.DJZ-JR 178/2006, dated 19 December 2006.

⁸⁵ 2008年5月12日、国連事務総長より、英国より延長申請がなされ同申請を受領した旨、国連事務局海洋・海洋法課を通じて国連全加盟国に通知されている。cf. CLCS.11.2008.LOS (Continental Shelf Notification).

の見解を述べる口上書が提出されたが⁸⁷、両国ともに、南極地域の大陸棚に対する延長申請について自国の見解を述べるものであった。両国より提出された口上書は、いずれも、南極における如何なる国の領域権原も認めないこと、及び、南極大陸に隣接する海域に対する如何なる国の権利も認めないことを確認するものであり、更に、英国が南極海域については後日改めて申請を行う考えを示したことに對し、南極条約上の権利義務は、英国が南極地域に隣接する海域について後日延長申請する意図を示したことに何ら影響されるべきでない旨、強調するものであった⁸⁸。

2009年2月5日、フランスは、国連事務総長を通じてCLCSに對し、南極地域の大陸棚を含まない形で仏領アンティル及びケルゲレン諸島周囲の大陸棚の200海里を超える海域について延長を申請した（申請番号17）⁸⁹。同時に、フランスは、口上書において、CLCSに對し、南極海域については後日改めて申請を行う権利を留保した⁹⁰。これを受けて、国連事務総長より、申請の際にフランスが作成したエグゼクティブ・サマリーが公開されたところ、オランダ及び日本の計2ヶ国より自国の見解を述べる口上書が提出されたが、両国ともに、南極地域の大陸棚に対する延長申請について自国の見解を述べるものであった。両国より提出された口上書は、いずれも、南極における如何なる国の領域権原も認めないこと、及び、南極大陸に隣接する海域に対する如何なる国の権利も認めないことを確認するものであり、更に、フランスが南極海域については後日改めて申請を行う考えを示したことに對し、南極条約上の権利義務は、フランスが南極地域に隣接する海域について後日延長申請する意図を示したことに何ら影響されるべきでない旨、強調するものであった⁹¹。

⁸⁶ 英国は、同口上書において、UNCLOS附属書II及びSPLOSの決定に拘わりなく、その申請期限後も南極海域に関する延長申請を行おうとの見解を示した。

⁸⁷ CLCS/66, pp.4-5, para.18.

⁸⁸ Note No. NYV/2009/2184, dated 28 August 2009. Note No.SC/09/391, dated 19 November 2009.

⁸⁹ 2009年2月19日、国連事務総長より、フランスより延長申請がなされ同申請を受領した旨、国連事務局海洋・海洋法課を通じて国連全加盟国に通知されている。cf. CLCS.17.2009.LOS (Continental Shelf Notification).

⁹⁰ フランスは、同口上書において、UNCLOS附属書II及びSPLOSの決定に拘わりなく、その申請期限後も南極海域に関する延長申請を行おうとの見解を示した。

なお、オランダは、英国及びフランスの申請に対する口上書の中で、名宛人を示すことなく一般的に、これまでの南極地域の法的地位に関する自国の見解を繰り返すとともに、これをCLCSウェブサイトに記載することを要請しており、その後、各国から提出された予備的情報を掲載したページに、オランダの口上書がその他関連する文書として掲載されていることは⁹²、それまでの実行上見当たらなかったものであり特筆に値する。

このように、南極条約上の権利義務と抵触する各国の申請及び留保に対して、多くの南極条約締約国たる第三国より見解が表明されている。しかし、これら第三国の対応に対するCLCSの反応、とりわけ、CLCS内部における議論はほとんど明らかとなっておらず⁹³、わずかに公開されているCLCS内部文書及び勧告の概要によってのみ、CLCSが執った行動を推論しうる。

この点、これまでに沿岸国による大陸棚延長申請手続の中で南極地域について言及のあった6件の申請のうち、現時点では同海域への延長申請を行ったもののCLCSの審査を望まなかったノルウェー及び同海域への延長申請について留保を行っている3ヶ国⁹⁴の申請においては、南極条約締約国たる第三国より口上書が提出されているにも拘わらず、フランスの申請以外ではCLCSにおいてこれを検討した記録が現時点では確認されていない⁹⁵。

フランスの申請において留保された南極海域の問題については、2010年3月15日から同年4月23日まで開催された第25回CLCS会合において取り上げられた。同会合において、Jarmache氏は、フランスは同海域への申請を行う権利を留保する旨述べた⁹⁶。

これに対し、現に同海域への延長申請を行い、ともに南極条約締約国たる第

⁹¹ Note No. NYV/2009/2184, dated 28 August 2009. Note No.SC/09/391, dated 19 November 2009.

⁹² Note No. NYV/2009/2184, dated 28 August 2009.

⁹³ CLCS議長のスーテメントは公開されているものの、CLCSは厳格な秘密主義を採用しているため、委員会議事録(PV)は公開されておらず、議論の内容についてはほとんど知ることができない。

⁹⁴ ニュージーランド、英国及びフランスの3ヶ国。

⁹⁵ ニュージーランド及び英国の申請については既に勧告が行われ、フランスの申請については審査中である。両国の勧告概要においても触れられていない。

⁹⁶ CLCS/66, p.8, para.35.

三国より口上書が提出されている豪州及びアルゼンチンに対するCLCSの対応は全く異なる。まず、2008年4月9日にCLCSにて勧告が採択された豪州の申請においては、その審査中、全体委員会及び小委員会において同海域への延長申請について第三国より提出された口上書が取り上げられ検討された記録は一方所だけ確認される。この中で、各国から提出された口上書を考慮し、CLCSは豪州が提出した同海域（Region 2）に対する審査を行わないことを決定した⁹⁷。しかし、CLCSによって公開された勧告の概要において、南極海域周辺のケルゲレン島に関する延長申請を審査したことが図で明記され、かつ、豪州が申請時に南極大陸の一部に付随する海域を、豪州の200海里管轄権が及ぶ海域として記載した地図をそのまま使用し、審査の結果、ケルゲレン島周辺海域に対する延長申請を是認している。なお、豪州が延長を申請した同海域におけるケルゲレン島から200海里を超える海域でCLCSが200海里を超える延長ありと是認した海域と、当初から豪州が南極に付随する200海里管轄権海域として記載した水域が一部重なっていることが勧告の概要で示されている。これに関しては、最終的に、当初から200海里管轄権海域として記載した水域については延長線を示していないことから、豪州によって提示された200海里管轄権海域を所与の前提として審査し、南極条約締約国たる第三国より提出された口上書が全く考慮されていないことが伺える。従って、豪州の申請時は、口上書を考慮して周辺海域に対する審査を行わないと決定されたにも拘わらずこれが厳密に遵守されていないことから、直接に隣接していない国家が提出した意見表明は、他の条約上の権利義務と抵触する場合においても考慮されていないと捉えることができる。

しかし、現在もなお審査中であるアルゼンチンの申請では状況が大きく異なる。アルゼンチンの申請に対して南極条約締約国たる第三国より六つの口上書が提出されたことは上述の通りであるが、2009年8月10日から同年9月11日まで開催された第24回CLCS会合において、アルゼンチンの大陸棚延長申請に含まれている南極地域に付随する海域の問題が取り上げられた⁹⁸。同会合では、2009年8月26日、アルゼンチン代表团によって申請に対するプレゼンテーション

⁹⁷ CLCS/44, p.5, para.23.

⁹⁸ 海洋政策研究財団は独自に、CLCS会合の際に現地にて情報収集を行っており、収集された情報が報告書に掲載されている。

ンが行われた⁹⁹。このプレゼンテーションの中で、アルゼンチン代表団のGrossi氏は、同国が4月21日に提出した口上書を取り上げ、南極地域の状況に鑑み、CLCS手続規則により、CLCSは同海域について行動をとることは不可能であるとの見解を示した¹⁰⁰。その後、委員会は非公開で審議を継続し、最終的に、アルゼンチン・英国・米国・ロシアからの各口上書を考慮し、また、アルゼンチンによる申請のプレゼンテーションにおいて示されたこれらの口上書に対する見解を考慮し、CLCS手続規則に則って、CLCSが同海域に関する申請について審査及び修正する立場にないことを決定した¹⁰¹。さらに、第25回会合において、非公開審議の中で、同問題についてノルウェー・米国・ロシア・インド・オランダ・日本から口上書が提出されたことが取り上げられ、これらの口上書を考慮して、CLCSは同海域に関する審査及び修正を行わないことを決定している¹⁰²。

従って、これら3件の申請への反応から、CLCSはほぼ同様な問題について全く異なるにある応答を行っていると考えられるが、これが国際法上どのような影響を生むのかについて更に検討する必要がある。

(2) スピッツベルゲン条約上の権利義務に関する第三国の対応

現在、国際法の大原則たる「合意は拘束する」を超えて、第三国に対し条約上の権利義務を享受しうる制度として「国際制度」あるいは「客観的制度」と呼ばれる制度が存在することは前述の通りである。その具体例として、南極条約体制とともに多く取り上げられるのが、ある種の非武装化条約である。とりわけ、地理的に多くの国の利益が絡むと考えられる島に関して、多数国間条約により、ある国家が主権を持つ領土に対し非武装化を求めることがある。このような「国際制度」のほぼ最初の例と考えられているのが、オーランド諸島¹⁰³に関するパリ一般平和条約である。

オーランド諸島はその地理的状況から軍事上重要な地位を占め、それがバルト海沿岸諸国の紛争の種となっていたが、1856年、クリミア戦争が終結し、和

⁹⁹ CLCS/64, p.16, para.72.

¹⁰⁰ *Ibid.*, para.73.

¹⁰¹ *Ibid.*, p.17, para.77.

¹⁰² CLCS/66, p.9, para.41.

和平条約としてパリ一般平和条約が締結された。そして、その附属書として、和平条約とは別に、オーランド諸島の地位に関して、「オーランド諸島を要塞化しないこと、及びオーランド諸島に陸軍基地・海軍基地を設置しない」という規定を含む協定が締結されたのである¹⁰³。その後、1917年にフィンランドがロシアからの独立を宣言したことを契機として、スウェーデンとフィンランドは、オーランド諸島の軍事上の地位、即ち非武装化の問題について外交交渉を試みたが、二国間交渉により紛争を解決することができなかったため、英国は国際連盟規約第11条2項に従って国際連盟理事会にこの問題を付託し、理事会は*ad hoc*法律家委員会にこの問題について諮問することとなった（オーランド諸島事件）。

法律家委員会へ諮問された、この問題の核心は「オーランド諸島の非武装化に関する1856年協定の規定の性質及びその法的帰結はいかなるものであるか」というものであったが、1856年協定がなお有効であることが分かったので、委員会は、非武装化規定の性質、及びその法的帰結の検討を行った。委員会は、1856年協定の締約国の意図、及びオーランド諸島の非要塞化に関する協定締結後の国家実行を検討し、この*régime*を肯定する理由として、「ヨーロッパの利益」が存在していることを指摘する。委員会は以下のように述べ、結果として「オーランド諸島を所有するいかなる国も、この国際的地位から確立した義務を尊重しなければならず、またこれに関して利益をもついかなる国も、これらの義務が遵守されるように要請する権利を持つ」とし、オーランド諸島の非武装化に関する*régime*を肯定していた。

「オーランド諸島の非武装化はヨーロッパの利益に関わるものである。（よって、）1856年協定の締約国は、オーランド諸島に対して軍事的理由から特別の国際的地位を与えた。（それ故、）この地位は、全利害関係国によって他の規定

¹⁰³ オーランド諸島は、バルト海のボスニア湾口、スウェーデンから約50km、フィンランドから約70kmに位置する、大小約300の島から構成されており、1917年以降フィンランドが所有している。しかし、オーランド諸島の住民は、ほとんどがスウェーデン系の住民である。これは、そもそもオーランド諸島はスウェーデンの主権下にありましたが、19世紀はじめ、フィンランドの一部としてのオーランド諸島を含めた、フィンランド全体の領域権原をロシアへ移譲したことに由来する。

¹⁰⁴ スウェーデンはクリミア戦争に参加しておらず、パリ一般平和条約、及びその附属書となる協定のいずれの締約国でもない。

に置き換えられるまで続く。」

このような例は他にも存在し、その一つが本稿で取り上げようとするスピッツベルゲンに関する条約である¹⁰⁵。同条約は、1920年に採択され、現在も有効な条約である。同条約は、スピッツベルゲン諸島へのノルウェーの主権を認めるとともに(第1条)、締約国国民及び船舶が第1条に掲げる領土及びその領海において漁業及び狩猟を行う権利を有することが規定されている(第2条)。さらに、ノルウェーが第1条に掲げる領域に海軍基地を設けないこと及び要塞化を行わないことも併せて規定されている(第9条)¹⁰⁶。

さて、この条約に関し、同諸島を主権下に置くノルウェーが大陸棚延長申請を行った際(申請番号7)、同条約の締約国たる第三国であるスペイン及びロシアがCLCSに対し口上書を提出している。

2006年11月27日、ノルウェーは、国連事務総長を通じて大陸棚限界委員会に対し、自国大陸棚の200海里を超える海域について延長を申請した¹⁰⁷。これを受けて、国連事務総長より、申請の際にノルウェーが作成したエグゼクティブ・サマリーが公開されたところ、デンマーク、アイスランド、ロシア及びスペインの計4ヶ国より自国の見解を述べる口上書が提出された。このうち、スピッツベルゲン条約上の権利義務について自国の見解を述べたのは、ロシア及びスペインの計2ヶ国であった。

ロシア政府は、2007年2月21日付の口上書において、同口上書は、ロシアがスピッツベルゲン諸島及びとの大陸棚に有する地位に予断を与えないこと、及び、CLCSの勧告は、同条約の規定、即ち、スピッツベルゲン諸島周辺海域の制度(regime)に予断を与えることなく行われるべきとの見解を述べている¹⁰⁸。

また、スペイン政府は、2007年3月2日付の口上書において、スペインは同条約が適用される地域周辺の延長される可能性のある大陸棚資源に対する権利

¹⁰⁵ 正式名称は、Treaty concerning the Archipelago of Spitsbergen, and Protocol.

¹⁰⁶ なお、スピッツベルゲン条約の法的地位に関しては、以下を参照のこと。佐藤好明「スピッツベルゲン島とバレンツ海の法的地位」『東京水産大学論集』22号(1987年)、51-69頁。

¹⁰⁷ 2006年12月21日、国連事務総長より、ノルウェーより延長申請がなされ同申請を受領した旨、国連事務局海洋・海洋法課を通じて国連全加盟国に通知されている。cf. CLCS.07.2006.LOS (Continental Shelf Notification).

¹⁰⁸ Note No.82/n, dated 21 February 2007.

を留保する旨述べた¹⁰⁹。さらに、スペイン政府は、翌日（2007年3月3日）付の口上書において、スペインがスピッツベルゲン諸島周辺の延長される可能性のある大陸棚において資源探査を行う権利を留保する旨述べている¹¹⁰。

これに対し、CLCSはスピッツベルゲン条約締約国たる第三国より口上書が提出されているにも拘わらず、これを検討した記録が現時点では確認されていない。従って、これらの口上書を考慮せず、勧告を行ったと考えられる。

おわりに

以上の検討の結果、CLCSは大陸棚が隣接するか向かい合う国家でなく、大陸棚境界画定に直接的な利益を有しない国家が提起した意見表明の取り扱いには一貫性がなくずれが生じていると推論することができよう。とりわけ、大別して三つに分類されていると言うことができよう。

まず第一に、直接的な利益がない国家による意見表明は取り上げないという取り扱い¹¹¹、第二に、口上書が提出されても口上書が提出された旨が記載されるだけで口上書に対する審議が行われてない取り扱い、第三に、口上書が提出された場合、申請国によるプレゼンテーションにおいて見解を求め、更に、委員会これを紛争海域として審査対象から除外することを決定する取り扱いに分類されよう。

この点、対応を行った時期との相関性からのみ検討すると、CLCSが立ち上げられた最初期は第一の立場が取られていたが、申請を重ねるごとに第二あるいは第三の立場へ移行しているようにも推論できる。但し、これは時期だけの問題なのかはこれだけで判断することは難しい。また、CLCSの任務は科学的・技術的側面を取り扱うだけであるとされているにもかかわらず、とりわけ、第一及び第三の立場では、各国の口上書の性質を検討していることから、本来任務として有していないはずの法的側面に対して影響力を行使しているようにもみえる。しかし、これらの取り扱いが何を根拠にしているのか、あるいは、これが国際法上の事柄にどのような影響を与えているかについてはこれだけで

¹⁰⁹ Note Verbale, dated 2 March 2007.

¹¹⁰ Note Verbale No.184 JR/ot, dated 3 March 2007.

¹¹¹ ブラジルの延長申請時の米国が行った対応に対してCLCSが行った対応。

断定することは難しい。

また、日本の申請において明らかとなったように、UNCLOSの条約解釈について意見表明が行われた時、SPLOSにおいてCLCSの権限に関し影響力を行使しようとする一団が存在することも判明した。これはSPLOSとCLCSの法的な権限関係の問題とも密接に関わることであり、CLCSと他の機関の関係について、あるいは法的解釈権限をもたないCLCSが法的問題に直面したときに如何に対応すべきかについて検討を行う必要があることを意味する¹¹²。

なお、2008年4月9日、豪州に対して、CLCSより勧告が行われた後、同勧告に対して、インドネシアが自国の見解を述べる口上書を提出した¹¹³。インドネシアによる勧告に対する口上書の提出は、CLCSによって勧告が行われるようになって初めてのケースである。しかし、CLCSによる勧告が行われた後の手続については、UNCLOS第76条の規定により勧告を受けた当事国についての規定はあるものの、勧告に対して見解をもつ第三国が執りうる手続については規定が存在しないため、この点についても国際法上の法的効果について検討を要する課題である。

本稿では、沿岸国による延長申請手続に対し見解を持ち、かつ、直接的な大陸棚境界画定利益を有さない国家が行う対応とこれに対するCLCSの反応について、国家及びCLCSの実行を中心に検討した。その結果、いくつかの点について国際法上の問題点が存在することが判明したと言えよう。これについては別稿にて取り上げることとし、締めくくりとしたい。

[謝辞] 本研究は、2009年度日本学術振興会科学研究費補助金(若手研究(スタートアップ)、課題番号21830162)の助成を受けたものである。

¹¹² ITLOSとの権限関係について指摘する声もある。

¹¹³ Note No.074/POLII/0807/09,dated 7 August 2009.